

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者及び指定事業者に対する
行政処分について

令和8年8月5日
旭川市福祉安心部指導監査課

1 趣旨

指定居宅サービス事業者及び指定事業者である株式会社ぶれいぶに対し、介護保険法（平成9年法律第123号）第77条1項第4号、第8号及び第10号並びに第115条の45の9第1号、第4号、第6号及び第7号の規定に基づく行政処分を令和8年8月3日付けで行った。

2 対象

(1) 事業者

ア 法人名 株式会社ぶれいぶ
イ 代表者名 代表取締役 幕田 健一
ウ 所在地 旭川市7条通16丁目77番地25

(2) 事業所

ア 事業所名 ヘルパーステーション介護隊
イ 所在地 旭川市7条通16丁目77番地の25
ウ サービス種類 訪問介護及び指定相当訪問型サービス
エ 指定年月日 (訪問介護) 令和2年9月1日
(指定相当訪問型サービス) 令和2年9月1日

3 処分内容

- (1) 内容 指定の全部の効力の停止
(2) 期間 3月（令和8年9月1日から令和8年11月30日まで）

4 処分の原因となった事実

(1) 運営基準違反

ア 勤務の体制の確保について

令和4年11月に、従業者の日々の勤務時間（勤務体制）、職務の内容、常勤・非常勤の別等を明確に記載した勤務表を作成し、事業所の勤務体制を確保した上で運営を行うことを指導したところであったが、事業ごとに従業者の勤務の体制を定めることの実務的な必要性を感じていないという理由で、指定訪問介護事業所の勤務体制の確保を行わなかった。

また、指定訪問介護事業所の勤務体制の確保を行わないまま、監査において従業者の日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別等を明確に記載した勤務形態一覧を提出するよう求めた本市に対して、各事業所等における勤務時間が記載されていない出勤簿を基礎資料として作成したサービスごとの実際の勤務の実績が反映

されていない勤務形態一覧を提出した。

イ 訪問介護計画に基づくサービスの提供について

訪問介護員が訪問介護計画の内容を確認せず、利用者にとって必要とされる訪問介護サービスの内容を把握できていない状態で、利用者に対する介護等を行わせ、訪問介護サービス費の請求を行っていた。

ウ サービスの提供の記録について

令和2年9月の新規指定時から、訪問介護計画を基に提供時刻及び提供担当者を記載した予定表である「稼働表」のとおりに訪問介護サービスの提供が行われていない状況を把握しながら、実態と異なる虚偽のサービス提供記録を従業者に作成させていた。

【根拠法令】

介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第77条第1項第4号及び第115条の45の9第1号

(2) 不正な行為

事業開始時から、実態に関わらず決められた予定表どおりのサービス提供記録を従業者に作成させ、訪問介護サービスが予定どおりに提供されていない実態を認識しながら、当該記録にあるサービスが実際に提供されていたかの確認を行わないまま訪問介護サービス費の請求を行うという不正な行為を継続していた。

【根拠法令】

介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第77条第1項第11号及び第115条の45の9第7号

(3) 虚偽の答弁

ヘルパーステーション介援隊の従業者が、実態に関わらず決められた予定表どおりのサービス提供記録を従業者に作成させ、当該記録にあるサービスが実際に提供されていたかの確認を行わないまま訪問介護サービス費の請求を行うという不適切な運営状況を代表取締役が認識していることを知りながら、当該運営状況の組織性を確認するための当課の質問に対し、代表取締役がこのような状況を認識しているかは分からないという旨の虚偽の答弁を行った。

【根拠法令】

介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第77条第1項第8号及び第115条の45の9第4号

(4) 法令違反

指定相当訪問型サービス事業者が一体的に運営する指定訪問介護サービスにおいて、上記の(1)から(3)までの違反行為が行われていた。

【根拠法令】

介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第115条の45の9第6号